

業務仕様書

1. 委託業務名

令和6年度 神秘の紀伊半島を一周する FIT 誘客事業

2. 業務の目的

神秘の紀伊半島を一周する FIT 誘客事業実行委員会では、紀伊半島の奥深い自然と、世界遺産熊野古道、伊勢神宮を中心に発展してきた人の営みが育んだ日本の歴史・伝統・風俗を世界に伝え、自らの足と公共交通機関で紀伊半島を1周する旅のスタイルの魅力を発信し、2025年日本国際博覧会等の好機も活用しつつ、当該エリアを訪れる訪日旅行者の数、滞在日数の増に取り組んでいる。

令和6年度は旺盛な訪日需要に鑑みて最適な Web プロモーションを引き続き実施し、訪問者数を最大限増加させることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4. 業務の内容

(1) Web プロモーションの実施

紀伊半島周遊の魅力を対象市場の FIT に最も効果的に伝え、直近の旅行需要を喚起できる Web プロモーションを実施する。

(留意事項)

- ・ 対象市場は台湾、中国、英米豪とする。
- ・ ただし、事業の実施時期と関連する事情（訪日需要の回復状況や季節波動、現地の連休等）、予算規模および事業内容に鑑み、すべての市場を対象とする必要はなく、事業の効果を最大化できるよう、市場を戦略的に選択することも可能とする。
- ・ プロモーション素材としては写真、動画、ノベルティ、紀伊半島のストーリーを紹介する Web サイトの提供が可能であり、必要に応じて活用することができる。
- ・ 用意されているコンテンツの詳細は担当部局まで問い合わせること。
- ・ Web プロモーションに広告素材（バナー等）の作成が必要な場合は実施内容に含め、見積書にも反映させること。
- ・ 提案にあたってはプロモーションの手法・内容、ターゲット属性、想定される効果（媒体接触者数、旅行者数への影響等）とその測定方法を具体的に記載すること。
- ・ 実施時期は令和6年7月～令和7年3月のうち、効果的な時期を選定すること。

(2) 効果測定及び報告

- ・ プロモーション実施内容のデータ分析を行い、報告を行うこと。データ分析に含める項目は、提案内容に想定される効果（媒体接触者数、旅行者数への影響等）のほか、

受託者と協議して決定すること。

- ・ 事業終了時に、委託業務の内容及び効果測定の概要を記載した事業実績報告書を作成し、報告すること

5. 納品する成果物及び期日等

(1) 納品する成果物及び部数

- ① 委託業務の内容及び効果測定の詳細を記載した事業実績報告書 4部
- ② 上記資料に係る電子データを入れたCD-R等の記録媒体 4部

(2) 成果物の提出先

〒108-0075 東京都港区港南 2-1-85 JR 東海品川ビル A 棟
神秘の紀伊半島を一周する FIT 誘客事業実行委員会事務局
(JR 東海 営業本部 インバウンドグループ内)

(3) 期日

令和7年3月21日(金)までに、成果物を提出すること。

6. 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

7. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、発注者への成果物の引き渡し完了したときに、発注者に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引き渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。

- (4) 再委託を行う場合には、事前に発注者の了解を得て、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して発注者が直接に指示監督する場合がある。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても

同様とする。

- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が（7）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (11) 発注者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (12) 発注者が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。